

# 台風等異常気象時における児童生徒等の安全確保について

## 1 小牧市に暴風警報が発表された場合

### (1) 登校以前に暴風警報が発表されている場合

- ア 午前6時25分までに警報が解除された場合は、平常どおり授業を行います。
- イ 午前6時25分以降午前11時までに警報が解除された場合は、解除後2時間をお経て授業を始めます。
- ウ 午前11時以降警報が継続されている場合は、授業を行いません。
- エ 上記ア、イの場合、通学路の冠水・河川の増水等により登校が危険なときは、登校を見合わせ、自宅で待機をしてください。学校から連絡が無い場合でも、危険を感じるときは、保護者の判断で自宅待機させ、その旨を学校へ連絡してください。

### (2) 登校後に暴風警報が発表された場合

- ア 気象及び通学路の状況等から安全に帰宅できると判断したときは、授業を中止し速やかに下校させます。
- イ 通学路が危険と認められるときや通学距離等により帰宅が困難と判断したときは、当該児童生徒の安全確保のため、校内で待機させます。

## 2 小牧市に特別警報が発表された場合

### (1) 登校以前に特別警報が発表されている場合

- ア 自宅、避難所等、安全な場所で待機してください。
- イ 特別警報解除後も災害の状況及び気象・通学路の状況等に係る情報収集に努め、児童生徒が安全に登校できると判断できるまでは登校せず、自宅、避難所等、安全な場所で待機してください。

### (2) 登校後に特別警報が発表された場合

- ア 即刻、授業を中止し、災害の状況及び気象・通学路の状況等に係る情報収集並びに児童生徒の生命及び安全を確保する最善の対応（学校留め置き、外部の避難場所への移動、保護者への引き渡し等）を迅速に行います。
- イ 児童生徒を校内に留め置いた場合は、特別警報解除後も災害の状況及び気象・通学路の状況等に係る情報収集に努め、児童生徒が安全に下校できると判断できるまでは校内で待機させます。

## 3 小牧市のいずれかの地区に避難指示が発令された場合

### (1) 登校以前に発令されている場合

- ア 午前6時25分までに避難指示が解除された場合は、平常どおり授業を行います。

イ 午前6時25分以降午前11時までに避難指示が解除された場合は、解除後2時間を経て授業を始めます。

ウ 午前11時以降避難指示が継続されている場合は、授業を行いません。

エ 上記ア、イの場合、通学路の冠水・河川の増水等により登校が危険なときは、登校を見合わせ、自宅、避難所等、安全な場所で待機をしてください。学校から連絡が無い場合でも、保護者の判断で安全な場所で待機させ、その旨を学校へ連絡してください。

## (2) 登校後に発令された場合

ア 災害の状況及び気象・通学路の状況等に係る情報収集並びに児童生徒の生命及び安全を確保する最善の対応（学校留め置き、外部の避難場所への移動、保護者への引き渡し等）を迅速に行います。

イ 児童生徒を校内に留め置いた場合は、特別警報解除後も災害の状況及び気象・通学路の状況等に係る情報収集に努め、児童生徒が安全に下校できると判断できるまでは校内で待機させます。

## (3) 避難指示発令日の翌日以降、避難指示が継続されている場合

災害の状況及び気象・通学路の状況等に係る情報収集に努め、学校と市教育委員会が協議し、児童生徒が安全に登校できると判断できる場合は、平常どおり授業を行います。

## 資料 気象予警報・警戒レベル

〈避難情報等〉				〈防災気象情報〉	
警戒レベル	状況	取るべき避難行動	行動を促す情報	〔警戒レベル相当情報(例)〕	
<b>5</b>	<b>災害発生 又は切迫</b>	<b>命の危険 直ちに安全確保!</b>	<b>緊急安全 確保<sup>*1</sup></b>	〔警戒レベル5相当情報〕 氾濫発生情報 大雨特別警報 等	
<b>~~~~~ &lt;警戒レベル4までに必ず避難!&gt; ~~~~~</b>					
<b>4</b>	<b>災害の おそれ高い</b>	<b>危険な場所から 全員避難</b>	<b>避難指示</b>	〔警戒レベル4相当情報〕 氾濫危険情報 土砂災害警戒情報 等	
<b>3</b>	<b>災害の おそれあり</b>	<b>危険な場所から 高齢者等は避難<sup>*2</sup></b>	<b>高齢者等 避難</b>	〔警戒レベル3相当情報〕 氾濫警戒情報 洪水警報 等	
<b>2</b>	<b>気象状況悪化</b>	<b>自らの避難行動を 確認</b>	<b>大雨・洪水・高潮 注意報 (気象庁)</b>		
<b>1</b>	<b>今後気象状況 悪化のおそれ</b>	<b>災害への 心構えを高める</b>	<b>早期注意情報 (気象庁)</b>	これらは、住民が自主的に避難行動をとるために参考とする情報です。	

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令されるものではありません。  
※2 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

【警戒レベル5】では既に災害が発生しています。また、必ず発令されるものではありません。

【警戒レベル3】や【警戒レベル4】で、  
地域の皆さんで声をかけて、安全・確実に避難しましょう。

## 4 暴風警報又は特別警報が発表されていないが、大雨等異常気象により児童生徒の安全確保に困難が予想される場合

### (1) 登校前に集中豪雨等があった場合

地域によって大雨・雷・大雪等は程度に違いがあります。地区の方や保護者の方で危険と判断されたら登校を見合させていただき、その旨を学校へ連絡してください。

- ※ 天候が回復いたしましたら、保護者で安全（通学路を安全に通行できる）を確認していただき登校させてください。
- ※ 登下校時に、通学路の冠水・通学路上の危険物等発見されましたら学校へご一報ください。
- ※ 名古屋地方気象台から発表される注意報・警報等の気象情報を把握するとともに気象及び通学路の状況等を判断し、休業や授業の中止を決定した場合は totoru を通じて連絡します。

### (2) 登校後に集中豪雨等になった場合

安全に帰宅できないと判断したときは、学校に残して安全を確保し、危険が去つてから学年ないし分団下校をさせます。

- ※ ただし、児童だけでは危険が伴うと考えられる場合は保護者にお迎えをお願いする場合もあります。

## 5 地震の場合

### (1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）が発令された場合

#### ア 登校以前に発表されている場合

- 登校をせず、自宅待機をしてください。
- 学校から登校の指示があるまでは臨時休校とします。

#### イ 登校後に発表された場合

- 授業をはじめとするすべての教育活動を打ち切り、運動場等の安全な場所へ避難させます。
- 人員と安全の確認をして、保護者への引き渡しを行います。
- 保護者の迎えがない、または連絡が取れない場合は、校内の安全な場所で待機をさせます。

#### ウ 登下校時に発表された場合

- 登校時は原則としてそのまま登校し、登校後に発表された場合と同様の対応をします。
- 下校時は原則としてそのまま下校させます。登校以前に発表された場合と同様の対応をお願いします。

### (2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）が解除された場合

#### ア 午前6時25分までに解除された場合は、平常どおり授業を行います。

#### イ 午前6時25分以降午前11時までに解除された場合は、解除後2時間を経て授業を始めます。

#### ウ 午前11時以降警報が継続されている場合は、授業を行いません。

### (3) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）が発令される前に地震が起きた場合

ア 震度5強以上の地震の場合

- 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）が発令された場合に準じます。

イ 震度5弱以下の地震の場合

- 登校後に起きた場合は校内において避難しますが、その後のようすをみて授業を進めます。
- 登校以前及び登校時に起きた場合は、しばらくようすをみて、安全を確認してから登校させてください。
- 下校時に起きた場合は、しばらくようすをみて、安全を確認して下校させます。

## 6 不審者が侵入してきた場合の対応及び確認事項

### (1) 不審者侵入時

- ① 児童の安全の確保を最優先に行います。
- ② 緊急通報で危険を知らせます（場合によっては火災報知器を鳴らします）
- ③ 緊急通報等で危険を察知した教職員は、直ちに現場に向かい、児童の安全確保、及びできうる限り不審者の身柄の確保に努めます。
- ④ 職員室で不審者侵入の連絡を受けた教職員は、
  - 児童・教職員への緊急連絡係
  - 避難誘導係
  - 諸機関への連絡係を残し、現場に向かいます。

### (2) 日常

- ア 児童には、緊急通報が鳴ったら警報が出ている場所から遠ざかり、職員室に知らせるよう指導します。
- イ 校舎の入口に案内板を掲示し、来客には全て来客者証の携帯を義務づけます。教職員は来客者証を携帯していない来客には必ず声をかけ、職員室に案内します。

### (3) 非常時の確認事項

- ア 不審者からできるだけ早く遠ざかる経路を選び、避難する。
- イ 教室に逃げ込まない。
- ウ 火災・地震時と同様で運動場南に避難する。
- エ おさない・しゃべらないを守る。

## 7 その他

### ○ 学校への電話による問い合わせ

緊急の場合、学校から保護者の方々と連絡を取り合います。原則として、個人で学校への問い合わせをしないようにお願いします。